

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現 状 ・ 課 題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

解体等工事

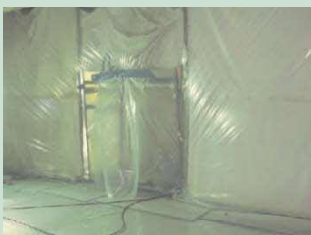
- ・ 作業基準の遵守義務
- 作業基準適合命令等
- 命令違反への罰則

<課題3>

▼短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の取り残し



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約1万6千件)の5~20倍増)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 一定の知見を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

※ レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の **直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 一定の知見を有する者による作業終了の確認

- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への **石綿含有建材の使用の有無の把握**を後押しすること等に努める。

※ 改正法の施行期日(公布日:令和2年6月5日)

- ・ 下記以外の規定:公布日から1年以内で政令で定める日
- ・ 調査結果の報告:公布日から2年以内で政令で定める日

(KPI) ・事前調査結果の都道府県等への報告は、原則として電子システムによるものとする。
・事前調査を行う一定の知見を有する者について、3年程度で30万人~40万人程度の育成に向け取り組む。